

天皇退位 有識者会議委員が考える 「伝統と象徴」



山内昌之

明治大学特任教授・東京大学名誉教授

天皇の退位を可能にする特例法の国会成立（平成二十九年六月九日参議院）と公布（同十六日）によって、まもなく日本の国民は平成の御代に別れを告げる。

個人的に私も、感慨がひとしおである。というのは、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の委員（六人）として、天皇退位の在り方を考えさせていただく機会があったからだ。

平成二十八（二〇一六）年八月八日に今上天皇が退位の御意志をにじませたビデオメッセージを公表された後、十月十七日に有識者会議が発足した。メンバーたちは熟議の結果、皇室典範の一部を構成する特例法によって退位を実現し、天皇皇后は上皇ならびに上皇后と称するの

月二十一日に安倍晋三首相に提出したものである。

私は、総理官邸で開かれた最終会合の席上、光格天皇以来となる今上天皇の譲位に関連して、光格天皇が明治天皇の曾祖父にあたり、天皇在位三十七年、上皇在位二十三年という前例を見ない長さで朝廷のかしらとして君臨したことに触れた。また、明治天皇の曾孫として今上天皇は、在位およそ三十年にして譲位し、上皇になられることになった。

私は、天皇陛下の御公務軽減の議が起きて以来、天皇の譲位を論じる有識者会議の席上、象徴天皇とは明治憲法下の天皇よりも、それ以前の天皇の在り方に近いのではないかと、今上の御指摘についてずっと考えてきた。

権力との分離といった一般論に留まるものではない。

百六十年間にわたって外国との武力衝突や、国民分裂による内戦を経験しなかった江戸時代の「バクス・トクガワナ」（徳川の平和）と、その時代の天皇の在り方には共通する特徴がある。

幕藩体制は、江戸幕府を中心とした公儀の成立と精緻な徳川官僚制の確立による平和的統治の成功もあって、内乱や内戦を誘発することなく一九世紀に幕末を迎えたのである。江戸時代の安定は、士農工商に属する人びとに安心と安全の境地をもたらし、安定した政治構造を国家のレベルで担保したのは、基本的に良好だった朝廷と幕府との関係であり、属人的に言えば天皇と將軍との間における権威と権力の分担もしくは委任の構造が出来上がっていたから。

国民の「みよさし」

そこで私は、朝幕関係の特性を意識しながら、有識者会議の最終会合において、江戸時代の天皇と將軍、朝廷と幕府との関係が、ある意味で現代の天皇と首相、皇室と政府との関係にも比較できる要素をもっていると言及した。それは権威と

江戸時代の思想家たとえば本居宣長は、『玉くしげ』（天明七（一七八七）年）のなかで、「みよさし」（御任）すなわち大政委任という言葉を使ったことがある。

「天下の御政（みまつりごと）」は、朝廷の「みよさし」により代々の將軍が行い、將軍はそれを各地の大名に預けるという委任関係にあるというものだ。將軍という実質的な統治者は、国土と国民に関わる大政を預かっていたのである。慶長八（一六〇三）年に征夷大將軍となった徳川家康は、関ヶ原合戦などを通して獲得した権力と地位を、古代君主の子孫として伝統的な尊厳性を持つ天皇に承認させたのだった。

政局の当事者とならずに統治者であり続け、「みよさし」によって政治の実務を担当しない風習が生じたという江戸時代の天皇への見方は、戦後日本に生まれた日本人の抱く象徴天皇観につながる点も多い。いずれにせよ、政治上の全責任はそれぞれの時代で有力だった「権家」「権門」に属してきたという考えは分か

天皇の御発言とは、御結婚満五十年を迎えて、平成二十一（二〇〇九）年四月八日に行われた記者会見での御言葉に他ならない。

注目すべき第一は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」という憲法の規定を踏まえて、国民の期待に心をくばりながら、その望ましい在り方を求めてきたという信念の表明である。第二は、帝国憲法と日本国憲法における天皇の在り方を比べるなら、現憲法の方が「天皇の長い歴史で見た場合、伝統的な天皇の在り方に沿うもの」だと明言された点である。

統治権や統帥権をもつ天皇よりも、象徴としての天皇こそ、日本史における天皇の持続的な存在や伝統的な実在に近いと言われたのだ。それにしても、もし長い歴史の中で、いまの象徴天皇制の方が「伝統的な天皇の在り方」に沿うものだとすれば、とくに今上はいつの時代の天皇たちを念頭に置かれていたのだろうか。昭和の戦後を継承した平成の御代は、戦争や内乱を経験しなかった、日本史でも稀有の時代である。その意味では、二

りやすい。江戸時代の権家とは將軍であり、それを世襲化した徳川家だったのである。

こうした見方は、その後も江戸時代の天皇を考えるとときの視座に引き継がれている。それは、もはや古代から続く伝統的権威だけを強調するものではない。また、歴史的に天皇が潜在主権を持つ点では江戸時代でも同じだという一般論でもない。他方、政治的に天皇は力をもたなかったという「無力論」も、今では人々を説得できる主張ではなくなっている。日本史を通して天皇が一貫して君主だった姿こそ江戸時代でも不変という国体論的君主論は、学説と言うよりも政治的信念に基づいた主張に近いものだ。有識者会議での専門家の意見聴取でも類似の考えを述べる人びとがいた。

現在では、江戸時代の天皇と朝廷は、幕藩体制国家に必要不可欠の構成要素だとする学説が有力であり、実際に江戸時代の朝幕関係をつらつら見るに史実の多くはこの説を証明しているように思える（藤田寛「幕末の天皇」）。

そもそも天皇と朝廷は、武家への官職

勉強の哲学

来たるべきバカのために

勉強の哲学
千葉雅也

大重版
出来!

千葉雅也

1978年生まれ。
東京大学教養学部卒業。
パリ第10大学および高等師範学
校を経て、東京大学大学院表象
文化論コース博士課程修了。
現在は、立命館大学准教授。

●定価 本体1400円＋税

文藝春秋

〒102-8008 東京都千代田区紀尾井町3-23
http://www.bunshun.co.jp

授与権を徳川家康に与えながらも、究極的な政治的権威の源泉や正統性の根拠を手放さなかった。家康を征夷大將軍に補任したのは天皇である。家康と二代將軍の秀忠は、露骨な武力で「武威」を示さず、天皇に委任された武家の歴史と伝統につながる正統性を基礎に統治したのである。さながら、現憲法においても、内閣総理大臣の任命や大臣や特命全權大使の認証、国会の召集や解散を正当化する

ことで政治と外交の正統性を内外に発信する天皇の仕事と思わせるものだ。私が高校で日本史の授業を受けた時分には、元和元（一六一五）年の「禁中并公家中諸法度」は天皇の政治的権能を將軍が奪った悪法として評判が芳しくなかった。しかし最近では、この禁中并

○九）年の習近平との天皇特例会見は宮内庁の定めたルールに反して、当時の鳩山由紀夫首相と民主党の小沢一郎幹事長の強い政治意志で実現したものだ。宮内省から格下げされ内閣府の外局になった現代の宮内庁は、江戸時代の京都所司代と比較しても、権限や権威が著しく限定されている。

京都所司代は江戸の將軍や幕閣の意志を的確に天皇と朝廷につないでいた。京都所司代は幕府官僚制で老中に準じる重要なポストであり、現代でいえば首相に次ぐ大臣が就くべきポストだといえは性格が分かっていただけだろう。天皇の譲位問題は今も昔もいちばんデリケートな政治テーマであり、江戸時代には一再ならず朝幕関係の紛糾をもたらしただけだ。

今回、今上天皇の御身位や行事日程をめぐる問題が紛糾したのは、関係機関の意思疎通ルートが閉塞していたか、官僚機構の内部チャンネルが機能不全に陥ったか、このいずれかである。問題が不自然なねじれを起こして各種の不正規の経路で国民に伝わったのは、ルールやたし

公家中諸法度こそ、大政委任の根拠だという見方も出されている。

その第一条は、天皇に政治でなく学問とくに和歌を学ぶように義務づけ、政治から遠ざけたと解釈されてきた。むしろこの第一条こそ、天皇を君主として位置づけ、君主としての務めや、それにふさわしい教養を習得するように勧めたというのだ。

法度は、徳川家康と秀忠が朝廷代表者の二条昭実と連署する形をとっており、二条前関白が責任を負っている以上、幕府が一方的に天皇や朝廷に強制したものとはいえない。これは暗に大政が天皇ではなく、幕府にあることを朝幕双方が互いに認め合った文章であり、この条文こそ朝廷より幕府への大政委任を示すとい

なみを持たない人びとがいたからだ。

職として天皇に近侍する者や、総理官邸や宮内庁の役人以外に、「御学友」と称する責任の判然としない人が「天皇の御意志」なるものをメディアで発言するのは、あまり感心したことはない。古くから日本人は「敬慮」（天皇の考え）がこうだと、みだりに口にしなかった。古い言葉を使うなら、これは「臆次」を乱すと言われたものである。物事を進める正しい順序や次第を無視して混乱を引き起こすということだ。

かつてライオン宰相と異名をとった浜口雄幸は、天皇や宮中と接触する者として強く自戒したものである。「いかなる御下問を蒙り、いかなる御詔を賜ったか」ということは、たとえ親子兄弟の間といえども固くもらすことを慎むべき」だと。

明治天皇の曾祖父と曾孫

この戒めなどを想起しながら、私は、天皇退位の問題を歴史の伝統性と現代の象徴性の二つを交差させながら考えようとした。

有識者会議の最終報告提出に際して、

うのだ（橋本政宣「近世公家社会の研究」）。「臆次」を乱す

主権在民の現憲法においては、国民から「みよさし」を受けているのは、選挙で選ばれた国会議員であり、国会で多数党の総裁・代表が就く首相ということになる。

江戸時代の天皇は禁中并公家中諸法度の規定にしばられていた。しかし現在の天皇も、憲法と皇室典範と皇室経済法によって、自分の地位について進退もままならないのだ。天皇が退位や譲位を希望できる法律的な根拠や権利もない反面、法で動く政府の側でも天皇の願望を検討する回路が十全に機能しないことも間々あったのではない。平成二十一（二〇

立法と行政に関わる難点を突破するために、「上皇」や「上皇后」や「皇嗣」の使用を法として制度化することを最優先とし、女性宮家の創設などの重要問題はひとまず次の課題にすると報告書に残すことにしたのである。国民世論の分裂によって、今上天皇の譲位実現という喫緊の課題が妨げられてはならなかったからだ。

光格天皇の曾孫、明治天皇は、帝国憲法のもとで成長しただけでなく、近代日本を形をつくらせた君主である。明治とその衣鉢を継いだ大正と昭和の前期、一九世紀半ばから二〇世紀半ばまでの時期において、昭和天皇は帝国憲法と日本国憲法の二つの時代を生きた。

そして今上天皇は、平成の御代に日本国憲法に基づく象徴の在り方について、昭和後期を継承しながら民主主義と天皇との関わりを試行のなかで模索したのである。今上天皇が二〇世紀から二一世紀にかけて「国民の世紀」における象徴とは何かを問い続けたとすれば、次代の新天皇は日本史にいかなるメッセージを送られるのであろうか。

オ。ピ。ニ。オ。ン
文藝春秋

2018年の

論点

100

文春ムック

文藝春秋